

三重県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書

三重県（以下「県」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

第1条 県と会社は、県民生活の安全・安心の確保、高速道路利用者の利便向上、県内産業の振興等を目的として、高速道路をはじめとする県内社会資本の有効活用と円滑な運用に必要となる協力を、相互に行うものとする。

第2条 県と会社は、本協定に基づき個別の案件を共同で実施しようとするときは、具体的な実施方法、双方の役割その他必要となる事項について、書面をもって確認を行うものとする。

第3条 本協定の有効期間は平成21年1月8日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに両者間で書面による合意があったときは、本協定は更に満5年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、署名のうえ各々1通を保有する。

平成21年1月8日

三 重 県 知 事

中日本高速道路株式会社
代 表 取 締 役 社 長